

9月・10月は行政相談月間

問 市民安全課市民相談係

行政全般について、「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望を受け付けています。

「行政苦情110番」（総務省行政相談センターきくみみ東京）

☎0570-090110

☎03-5331-1761



行政相談のマスコット
キクちゃん

敷地内の雨水を道路に排出しないでください

問 都市整備部管理課施設管理係

敷地内の雨水が道路に排出されると、道路の冠水や、河川へ流入し、いっ水の一因になります。また、車乗り入れのための段差解消ブロック等は、道路の排水機能を損ね、冠水が発生しやすくなります。

今一度、自宅等の周りを確認してください。

違法な不用品回収業者にご注意！

問 清掃リサイクル課清掃係

家庭から出る不用品は、違法な不用品回収業者を利用すると、不適正に処理された状態で海外へ輸出や不法投棄される恐れがあります。チラシや軽トラック等で「家庭の不用品を無料回収します」と宣伝する業者に注意してください。

適正な処理方法は、市ホームページをご覧ください。



お詫びと訂正

問 秘書広報課秘書係

広報おうめ8月15日号3面「JICA海外協力隊員 城市芽衣さん表敬訪問」の記事タイトルおよび文中の氏名に誤りがありました。「城市芽衣さん」としましたが、正しくは「城市芽以さん」です。お詫びして訂正します。

市役所2階喫茶コーナー営業再開

問 障がい者福祉課庶務係

4月以降休業していた、市役所2階喫茶コーナー「カフェだんだん」は、8月20日より営業を再開しました。

当面の間、週3日で、曜日ごとに市内の就労継続支援B型事業所が喫茶コーナーを担当して営業します。

営業日時 水～金曜日 午前11時～午後2時頃

内容 飲み物（主にコーヒー）、
弁当・軽食の販売（日替わり）

工場・指定作業場の設置・変更届出

問 環境政策課環境対策係

工場や指定作業場を設置する場合、届け出内容に変更がある場合や廃止する場合には、条例に基づく届け出が必要になります。

届け出の様式は、市ホームページをご覧ください。



海外へ転出、海外から転入の方へ

国民年金の手続きをお忘れなく

問 保険年金課国民年金係



海外へ転出する方 国民年金第1号被保険者の方が海外転出すると加入義務がなくなり、年金保険料を納める必要がなくなります。ただし、将来受け取る年金を満額支給に近づけたい日本国籍の方は任意加入ができます。※加入の際は国内協力者が必要です。

海外から転入の方 厚生年金加入中の方以外は国民年金1号加入が必要です。また、任意加入中の方は1号への切り換えが必要となります。※外国の年金制度に加入中に一時帰国した方は年金加入が不要場合があります。

国民健康保険「資格確認書・資格情報のお知らせ」をお送りします

問 保険年金課資格賦課係



現在使用している青梅市国民健康保険証（クリーム色）の有効期限は9月30日までです。

★送付されるものと送付方法※9月中旬送付予定

・マイナ保険証（健康保険証利用登録済のマイナンバーカード）をお持ちの方…「資格情報のお知らせ」を普通郵便で送付します。

・マイナ保険証をお持ちでない方…「資格確認書」を簡易書留郵便で送付します。

※マイナ保険証の利用登録状況は7月31日時点の情報で判定します。8月以降に利用登録状況に変更があった方については別途送付します。

★「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の利用方法

・資格確認書（カード型）…医療機関に提示することで、従来どおり自己負担割合で受診できます。

・資格情報のお知らせ（A4用紙）…マイナ保険証に登録されている資格情報を確認できます。▷マイナ保険証が利用できない医療機関では、マイナ保険証と合わせて提示することで自己負担割合で受診できます。※「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診できません。

★有効期限について

70歳未満の方 ・資格確認書…令和9年7月31日までとなっており、2年毎の更新となります。

・資格情報のお知らせ…有効期限はありません。

70～74歳の方 資格確認書・資格情報のお知らせどちらも令和8年7月31日までとなっており、1年毎の更新になります。

※世帯内で令和8年7月31日までに70歳または75歳になる国民健康保険加入者がいる場合は有効期限が異なります。

★その他

・70～74歳の方で現在、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちの方…有効期限が令和8年7月31日までのため、今回の更新では送付されません。

・他の健康保険に加入している方…国民健康保険の脱退手続きを必ず行ってください。手続きをしないと、保険税の二重納付や医療費の返還が必要になる場合があります。インターネットや郵送での手続きも可能です。詳細は右記2次元コードから。



高齢者スマートフォン講習会

約5か月間無償

（通話・通信料込み）で貸与

問 高齢者支援課いきいき高齢者係

スマートフォンの持ち方や電源の入れ方、写真・動画撮影方法、スマートフォンを使った健康管理、電子申請方法など講習会で楽しく学べます。分からないことを相談できる専用のサポート窓口も設置し、手厚くサポートします。

会場 福祉センター第4集会室 ほか

対象 次のすべてに該当する方

令和8年3月31日時点で65歳以上の市民▷講習会（右表参照・全5回）および返却会に参加できる

定員 各グループ10人（合計50人、抽選）

その他 初回の講習会でスマートフォンを貸し出し、第6回目の返却会で返却となります。スマートフォンを保有している方も申し込みできますが、保有していない方が優先となります。

申し込み 9月30日（消印）までに参加申込書に必要事項を記入し、郵送または直接高齢者支援課いきいき高齢者係（市役所1階）へ（右記2次元コードからも申し込み可）

※申込書は高齢者支援課、各市民センター、中央図書館、福祉センターで配布



グループ	時間	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	返却会
①	午前10時～正午	11月6日 (木)	11月27日 (木)	12月18日 (木)	1月15日 (木)	2月12日 (木)	3月末 開催予定 ※講習会 第5回で、 個別に日 程を通知
②	午後1時30分～3時30分						
③	午前10時～正午	11月7日 (金)	11月28日 (金)	12月19日 (金)	1月16日 (金)	2月13日 (金)	
④	午後1時30分～3時30分						
⑤	午前10時～正午	11月10日 (月)	12月1日 (月)	12月22日 (月)	1月19日 (月)	2月16日 (月)	